

志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が指定する災害に起因して宅地に土砂等が流入した場合において、被災した宅地の早期復旧を図るために行われる災害復旧作業（国又は県に採択される災害復旧事業の対象とならない事業とする。）に要する経費に対して、予算の範囲内において交付される補助金について必要な事項を定めるものとする。

(災害の指定)

第2条 市が指定する災害は、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 大雨警報が発表されたとき。
- (2) 洪水警報が発表されたとき。
- (3) 土砂災害警戒情報が発表されたとき。

(補助対象者)

第3条 補助金を交付する対象者は、市内に住所を有し、被災した宅地に存する家屋（賃貸借の契約に基づく借家又は借地は除く。）に居住している者とする。

(補助対象及び対象となる作業)

第4条 補助の対象となる作業は、第2条で指定する災害であって、1箇所の事業経費の総額が5万円以上で、次の各号のいずれかに該当する被災に係る復旧作業とし、志布志市宅地災害復旧作業支援計画表（様式第1号）に登録された災害とする。

- (1) 家屋が床上浸水以上の被災となったとき、家屋内及び宅地内の土砂撤去作業
- (2) 倒木、流木により宅地への出入りができないなど生活に支障があるとき、倒木、流木の撤去作業
- (3) がけ地の崩壊により宅地内へ流入した土砂を重機によらなければ作業ができないとき、土砂の撤去作業
- (4) 宅地が流出又は崩壊し、重機を使用しなければ作業ができないとき、宅地の復旧作業

(補助率)

第5条 対象となる事業の補助率は、別表のとおりとする。ただし、算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、事業を完了した日（事業経費に係る領収書又は請求書の日付け）から起算して60日以内に、志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 被災状況が分かる写真
- (2) 事業完了写真
- (3) 事業経費に係る領収書又は請求書の写し（添付書類が請求書の場合は、事業費を支払った後に領収書の写しを必ず提出すること。）

(4) 位置図

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び確定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び確定を行い、志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号。以下「交付決定及び確定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないとして認めたときは、志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 申請者は、交付決定及び確定通知書を受理後、速やかに志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金交付請求書（様式第5号）により、補助金を請求するものとする。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他この告示の規定に違反したと認められるとき。

2 前項の規定により、補助金の返還を命じるときは、市長は、志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金交付決定取り消し・返還通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月8日から施行し、第3条中「(賃貸借の契約に基づく借家又は借地は除く。)」の規定は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業種別	補助対象経費	補助率	補助金限度額
床上浸水による土砂撤去	1 委託する場合 ・工事経費（作業を土木業者等に発注するもの） 2 自らの作業による場合 ・燃料費 ・重機（油圧ショベル、トラック等）の借上料 ・重機を操作するオペレーターに係る費用 ・重機の運搬に要する経費（人件費を含む。） ・原材料費（土のう袋、ビニールシート）	3分の2以内	30万円
宅地内の流木・倒木の撤去			
がけ地の崩壊による土砂撤去			
宅地の流出・崩壊の復旧			

様式第2号（第6条関係）

志布志市宅地災害復旧作業支援事業交付申請書兼実績報告書

年 月 日

志布志市長 様

住 所
氏 名 ⑩
電話番号

志布志市宅地災害復旧作業支援事業を実施したいので、志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金交付要領第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請内容

事業種別	主たる作業について1つを選択 <input type="checkbox"/> 床上浸水による土砂撤去 <input type="checkbox"/> 宅地内の流木・倒木の撤去 <input type="checkbox"/> がけ地の崩壊による土砂撤去 <input type="checkbox"/> 宅地の流出・崩壊の復旧
被災地番	志布志市
事業費	円
補助金交付申請額	円（1,000円未満切捨て）
事業完了日	年 月 日

2 添付書類

- (1) 被災状況が分かる写真
- (2) 事業完了写真
- (3) 事業経費に係る領収書又は請求書の写し（添付書類が請求書の場合は、事業費を支払った後に領収書の写しを必ず提出すること。）
- (4) 位置図
- (5) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

志布志市長



志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金については、下記のとおり決定及び確定をしましたので、志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金交付要領第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定及び確定額 金 円
- 2 交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全額又は一部の返還を命じることがあります。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) その他志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金交付要領の規定に違反したと認められるとき。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

志布志市長



志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金については、下記のとおり決定しましたので、志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 不交付
- 2 その理由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

志布志市長 様

住所
氏名 ⑩

志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定及び確定
通知書に基づく、志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金の交付について、
志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記
のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関名		銀行・金庫 組合・農協		本店・支店 本所・支所
口座の種類	普通・当座			
口座番号				
口座名義人	(フリガナ)			

第 号
年 月 日

様

志布志市長



志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金交付決定取消し・返還通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知をした志布志市宅地災害復旧作業支援事業補助金の交付決定の（全部・一部）を取り消したので通知します。

なお、下記のとおり、標記補助金の（全部・一部）の返還を命じます。

記

- 1 返還額 金 円
- 2 取消理由